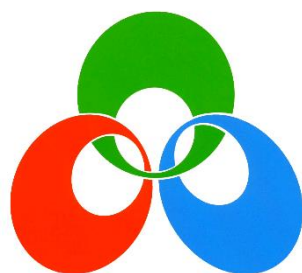


三種町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



令和元年 8 月

三種町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから同年8月に各小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関と協議してきました。また、平成26年11月には、交通安全総点検を実施し、道路利用者の視点から危険箇所を点検し改善を図ってきました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、三種町通学路安全推進会議のメンバーを以下のとおりとします。

- ・国土交通省能代河川国道事務所
- ・能代警察署
- ・三種町建設課
- ・三種町スクールガード・リーダー
- ・秋田県山本地域振興局建設部
- ・三種町各小学校
- ・三種町町民生活課
- ・三種町教育委員会

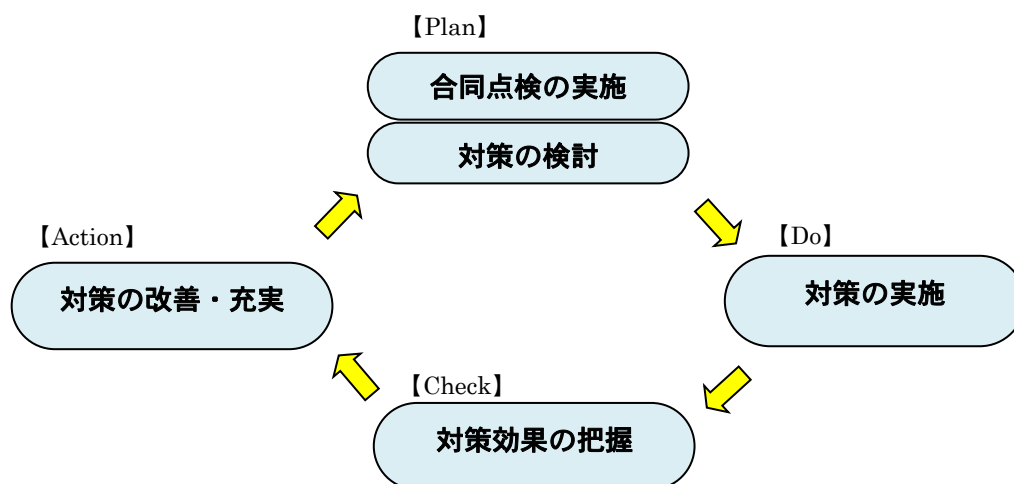
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検 【Plan】

- ・合同点検の実施

各小学校からの危険箇所の報告をもとに通学路安全推進会議において協議し、必要な箇所について合同点検を実施します。

(3) 合同点検の体制

- ・合同点検は、小学校ごとに、学校、警察、教育委員会、道路管理者、町民生活課、スクールガード・リーダー、見守り隊等が参加して行います。

(4) 対策の検討【Plan】

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所毎の具体的な安全対策を検討します。

(5) 対策の実施【Do】

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(6) 対策効果の把握【Check】

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握に努めます。

(7) 対策の改善・充実【Action】

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表する。

なお、プライバシーにかかわる場合は、「対策箇所図」は公表しない。

附 則

このプログラムは、平成28年3月より施行する。

附 則

このプログラムは、令和元年8月より施行する。